

教育委員会会議 定例会

令和 7 年 3 月 1 4 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 43 号 山梨県教育委員会会議オンライン出席取扱要領の制定について

第 44 号 小中学校長の人事異動について

第 45 号 県立学校長の人事異動について

第 46 号 令和7年度 県立学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）
の設置について

第 47 号 山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命について

2 報 告 事 項

（ 11 ） 小中学校教頭の人事異動について

（ 12 ） 県立学校教頭の人事異動について

（ 13 ） 指導が不適切な教員について

3 その他報告

（ 17 ） 第2期山梨県文化芸術推進基本計画（素案）について

（ 18 ） 令和6年度第3回いじめに関する実態調査について

議案第 43 号

山梨県教育委員会会議オンライン出席取扱要領の制定について

提案理由

山梨県教育委員会会議への教育長及び教育委員のオンライン出席にあたり、山梨県教育委員会会議規則第17条の規定により必要な事項を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名	山梨県教育委員会会議オンライン出席取扱要領の制定について
経緯	○ 令和2年度の文部科学省通知において、オンライン会議システム等を活用した教育委員会会議を開催することは可能であるとの考え方が示された。 ○ これを受け、本県においては、臨場による会議を原則とする一方で、大規模災害や感染症蔓延時など、状況によりオンライン開催ができることとし、新型コロナ感染拡大のため、令和3年度にオンライン会議を3回実施した。 ○ 現在では多くの都道府県において、オンライン会議システム等を活用した会議が開催されており、災害等に限らず、遠隔地に所在しているなど委員の都合によるオンライン出席を認めている県もある。 ○ こうした他県の状況に鑑み、本県においても臨場による会議を原則としつつ、災害その他の理由により臨場によることが困難である場合には、オンラインにより会議に出席できることを明らかにするため、必要な事項について要領を制定する。
内容	○要領の主な内容 ・教育委員会会議の開催は臨場によることを原則とする。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、教育長及び教育委員はオンラインにより会議に出席することができる。 (1) 災害その他の理由により交通が途絶している場合 (2) 感染症の拡大防止その他緊急時の対応が必要な場合 (3) その他教育長が認める場合 ・職員の処分など慎重な対応が求められる事項を議事とする会議については、教育長はオンラインによる出席を認めないことができる。 ・審議の途中で通信障害が発生し、映像が受信できなくなった場合でも、音声の送受信により意見交換等を行うことができると教育長が認めた場合はオンライン出席しているものとみなすことができる。 ○要領の施行日 令和7年3月14日

山梨県教育委員会会議オンライン出席取扱要領（案）

第1条 この要領は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を利用して山梨県教育委員会会議（以下「会議」という。）に教育長及び教育委員（以下「参加者」という。）が出席することについて、山梨県教育委員会会議規則（昭和31年10月11日山梨県教育委員会規則第23号）第17条の規定により必要な事項を定めるものとする。

第2条 会議の開催は臨場によることを原則とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、参加者はオンラインにより会議に出席することができる。

- (1) 災害その他の理由により交通が途絶している場合
- (2) 感染症の拡大防止その他緊急時の対応が必要な場合
- (3) その他教育長が認める場合

2 委員がオンラインによる会議への出席を希望する場合は、あらかじめ教育長にその旨を届け出るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、職員の処分など慎重な対応が求められる事項を議事とする会議については、教育長はオンラインによる出席を認めないことができる。

第3条 審議の途中で、オンラインにより会議に出席している参加者の映像を受信できなくなった場合であっても、音声の送受信により参加者が意見交換等を行うことができると教育長が認めたときは、当該オンラインにより会議に出席している参加者は会議に出席しているものとみなすことができる。

第4条 参加者がオンラインにより会議に出席する場合は、情報の取扱いに十分留意するとともに、情報の機密性を確保できる環境下で行わなければならない。

附 則

この要領は、令和7年3月14日から施行する。

議案第 44 号

小中学校長の人事異動について

[別途資料配付]

議案第 45 号

県立学校長の人事異動について

[別途資料配付]

議案第 46 号

令和7年度 県立学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置について

提案理由

23校の県立学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置に当たり、山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項及び第3項に基づき、設置を決定し、通知する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

※県立高校13校：

北杜高校・韮崎工業高校・甲府西高校・甲府工業高校・甲府城西高校・
青洲高校・塩山高校・上野原高校・都留興譲館高校・富士北稜高校・
富士河口湖高校・中央高校・ひばりが丘高校

※特別支援学校10校：

盲学校・甲府支援学校・あけぼの支援学校・わかば支援学校・
やまびこ支援学校・富士見支援学校・ふじざくら支援学校・かえで支援学校・
桃花台学園・うぐいすの杜学園

(令和 7 年 3 月 1 4 日 定例教育委員会)		高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課
件名	令和 7 年度 県立学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置について	
主旨	山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定により、23 校の県立学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置を決定する。 ※県立高校 13 校：北杜・韮工・甲西・甲工・城西・青洲・塩山・上野原・興譲館・北稜・河口湖・中央・ひばり ※特別支援学校 10 校：盲・甲支・あけぼの・わかば・やまびこ・富士見・ふじざくら・かえで・桃花台・うぐいすの杜	
概要	○学校運営協議会では、学校運営に関する基本的な方針の承認、学校運営等に関する意見の申し出、学校運営等に関する評価を行う。 ＜協議会の設置に向けた各校の動き＞ ○学校の特色や教育目標などを踏まえ、地域との連携を強化することでさらに教育活動を充実させるため、各校が学校運営協議会を設置することを要望している。 ○令和 7 年度の学校運営協議会設置に向けて以下の準備を進めてきた。 ・「学校運営協議会の運営等に関する要綱」の作成 ・委員の人選（15 名以内） 各校では、①地域の住民、②生徒の保護者、③学校の運営に資する活動を行う者、④校長、⑤教職員、⑥学識経験者、⑦関係行政機関の職員、⑧地域の産業界等の代表者、⑨その他教育委員会が適当と認める者のうちから学校運営協議会委員を構成 ○令和 7 年 2 月、県教育委員会に学校運営協議会設置申請書を提出	
今後の予定	令和 7 年 3 月 各校の学校運営協議会の設置 令和 7 年 4 月～6 月 令和 7 年度 第 1 回学校運営協議会開催（各校） ・学校運営協議会設置通知書交付 ・委員委嘱及び任命	

＜参照条文＞

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。 以下略

○山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（抄）

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、山梨県立学校ごとに協議会を置くように努めるものとする。 以下略

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校の意見を聞くものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該対象学校に対して通知するものとする。

○山梨県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱（抄）

第2条 山梨県教育委員会は、協議会規則第3条第2項に規定する意見を聞くときは、同項に規定する対象学校から学校運営協議会設置申請書（第1号様式）の提出を求めるものとする。 以下略

2 教育委員会は、前項の規定により申請書の提出があったときは、対象学校を決定し、当該対象学校に対し設置通知書（第2号）を交付する。

○山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（抜粋）

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- 一 教育目標及び学校経営計画に関すること
- 二 教育課程の編成に関すること
- 三 その他対象学校の校長が必要と認めること

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。ただし、承認が得られない特別な事情がある場合は、対象学校の校長は承認を得ずに学校運営を行うことができる。

（学校運営等に関する意見の申し出）

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関し

て別に定める事項について、校長を経由し、教育委員会に対して意見を述べることができる。

- 3 協議会は、前二項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。
- 4 教育委員会又は対象学校の校長は、第1項及び第2項の意見について配慮するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。
 - 一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児（以下「生徒等」という。）の保護者等の理解を深めること
 - 二 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

(委員の委嘱)

第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により教育委員会が委嘱又は任命（以下「委嘱」と総称する。）する。ただし、第一号から第三号に掲げる者は、必ず協議会の委員に含めるものとする。

- 一 対象学校の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒等の保護者
- 三 対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 対象学校の校長
- 五 対象学校の教職員
- 六 学識経験者
- 七 関係行政機関の職員
- 八 対象学校の所在する地域の産業界等の代表者
- 九 その他教育委員会が適当と認める者

コミュニティ・スクールの設置について

〈経緯〉国の動き

- 教育再生実行会議 第6次提言（平成27年3月4日）
- 中央教育審議会答申（平成27年12月21日）



＜一部改正＞地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年4月施行）

- ◆ 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
- ◆ 学校運営への必要な支援についても協議すること
- ◆ 学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者を追加 など

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは

学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、学校は「地域に開かれた学校」から一歩踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民・保護者と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みです。この制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができます。

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のことを指します。

■ コミュニティ・スクールにするねらいは何ですか？

学校と地域が連携・協働し、当事者意識をもって子供たちの成長を支えていく学校づくりを進めていくことが、一番のねらいです。

コミュニティ・スクールのイメージ



コミュニティ・スクールの取組で広がる魅力

子供にとっての魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。

教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。

保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まります。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

地域の人々にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。

県としての対応

- R8年度までに100%（38校）の設置を目指す
- 県教育委員会規則の改定（R1年度）
 - ・ 学校管理規則
 - ・ 学校運営協議会の設置等に関する規則
- 学校運営委員会の設置状況

年度	設置状況
R2	新設1校：身延(前年度設置準備)
R3	新設2校：白根(前年度設置準備), 吉田(前年度設置準備)
R4	新設1校：ろう(前年度設置準備)
R5	新設1校：笛吹
R6	新設6校：都留(前年度設置準備), 韮崎, 甲府一, 甲府南, 日川, 農林
R7	新設23校： 【高校13校】北杜, 韮崎工業, 甲府西, 甲府工, 甲府城西, 青洲, 塩山, 上野原, 都留興譲館, 富士北稜, 富士河口湖, 中央, ひばりが丘 【特別支援学校10校】盲, 甲支, あけぼの, わかば&ふじかわ, やまびこ, 富士見&旭, ふじざくら, かえで, 桃花台, うぐいすの杜
R8	設置検討中4校：甲府東, 甲府昭和, 巨摩, 山梨

議案第 47 号

山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命について

[別途資料配付]

報告事項 1 1

小中学校教頭の人事異動について

[別途資料配付]

報告事項 1 2

県立学校教頭の人事異動について

[別途資料配付]

報告事項 1 3

指導が不適切な教員について

[別途資料配付]

(令和7年3月14日 定例教育委員会)

課名

文化振興・文化財課

件名	第2期山梨県文化芸術推進基本計画（素案）について
概要	○ 「文化芸術基本法」第7条の2第1項により、地方公共団体は、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めることとされている。 ○ また、「文化芸術基本法」第7条の2第2項により、計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければならないとされている。
要	○ 平成30年12月に施行した「山梨県文化芸術基本条例」第25条第1項に基づき、文化芸術の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和2年3月に「山梨県文化芸術推進基本計画」（令和2年度～令和6年度）を策定した。 ○ 今回、この5年間の文化芸術を取り巻く環境の変化を踏まえ、文化芸術の多様な価値の活用により、県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会を実現するため、令和7年度からの新たな計画を策定するもの。
内容	○ 令和6年10月及び12月に、「山梨県文化芸術推進会議」（外部の有識者10名の委員で構成）を開催し、本県の文化芸術の振興等にあたり幅広く意見を聴き、「第2期山梨県文化芸術推進基本計画」（素案）を取りまとめた。 ・ 10月18日 第1回会議 主な議題：山梨県文化芸術推進基本計画 改定について ・ 12月20日 第2回会議 主な議題：第2期山梨県文化芸術推進基本計画（素案）について ○ 県民意見提出制度実施要綱に基づき、「第2期山梨県文化芸術推進基本計画」（素案）について、県民から意見を募集した。 ・ 意見の募集期間 令和7年2月21日～令和7年3月6日（14日間） ・ 県民意見提出制度の結果 0件（0人） ○ 今後の予定 令和7年3月28日開催予定の庁議に付議した後、県民に公表する。

【第2期】山梨県文化芸術推進基本計画（素案）の概要

1 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

「山梨県文化芸術基本条例」に基づき、文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進

計画の性格

- ・文化芸術基本法第7条の2「地方文化芸術推進基本計画」
- ・山梨県文化芸術基本条例第25条「基本計画」
- ・「山梨県総合計画」及び「やまなし文化立県戦略」の内容を反映

計画の期間

令和7年度から令和10年度まで（4年間）

2 文化芸術を取り巻く環境

社会情勢の変化

○不確実性の時代の到来

- 社会の複雑化や価値観の多様化に対処するためには、既存の枠にとらわれない**新しい発想**が必要
- 自ら新しいものを生み出したり、柔軟に問題解決するためには、**創造性**を高めることが必要
- 多くの人・組織が**デザインの力**を生かして社会や事業、身近な課題の解決に取り組むことが必要

○共生社会の実現に向けた社会的要請

- あらゆる人たちが**多様性を理解・尊重**し、自分らしく活躍できる環境の整備が必要
- より多くの人々が文化芸術にかかわることで、**文化の多様性や相互理解を促進**することが必要

○デジタル化の進展

- デジタル化**の急速な進歩に伴うDXの進展やAI等の技術革新により、芸術文化の活動形態や表現形態が多様化
- 先駆的なメディアテクノロジーを駆使した**新たな芸術分野**に取り組むことが必要

○人口減少と少子高齢化

- 文化芸術活動に参加する人やそれを支える担い手不足が加速
- あらゆる世代の参画機会の確保や人材育成**等の取り組みの強化が必要
- 文化芸術の力で**地域の活動や交流を活性化**していくことが必要

主な課題

- デザイン思考を生かした社会課題の解決
- 文化芸術が持つ社会的・経済的価値の活用
- 地域特性を生かした文化創造
- 県民参画による文化芸術活動の促進
- 文化財の適切な継承と保存による地域活性化

3 目指すべきビジョン

文化芸術による豊かさを実感できるやまなし

- 地域の文化資源の保存・活用が進んでおり、県民生活に根ざした文化芸術活動が活発に行われている。
- クリエイターが創作活動しやすい環境が整っており、文化芸術による新たな価値が創出されている。

4 基本方針と施策の柱

基本方針	施策の柱	主な取組
1 文化芸術による新たな価値の創出	(1) 「デザイン先進県」の構築	新・あらゆる世代がデザイン思考を発揮し、新たな価値が絶えず生み出されていく社会の実現に向け「地域デザイン」や「政策デザイン」を推進 等
	(2) 価値の創造拠点としての県立美術館の確立	新・美術館の審美眼を生かした、現代美術分野など新しいテーマや知見に基づいたプログラムの実施や交流、学びの場の創出 等
	(3) 文化芸術が持つ社会的・経済的価値の活用	新・ユニークベニュー等による新たな価値の創出や文化観光の推進 新・地場産品とアートのコラボによる新たな価値の創出や地域の魅力発信 等
	(4) 美食文化の展開	新・グルメ・エコノミーで賑わう地域を目指し「美酒・美食王国やまなし」のブランド確立に向けたプロジェクトの推進 等
2 クリエイターが創作活動しやすい環境づくり	(1) クリエイターの拠点整備と活動支援	新・クリエイター等のプラットフォームとなる「ヤマナシクリエイターズリンク」による創作活動支援やキャリアサポート 新・魅力的な自然景観や文化財等を活用しながら、パフォーミングアーツを一層推進 等
	(2) 地域特性を生かした文化創造	新・山梨メディア芸術アワードの実施によるクリエイター等のキャリア形成、創作活動の契機づくり 等
3 県民生活に根ざした文化芸術活動の振興	(1) 県民参画による文化芸術活動の促進	・やまなし県民文化祭の実施 ・障害者文化芸術フェスティバルの開催 等
	(2) 次代の文化芸術を担う人材育成	新・文化芸術分野で高い興味関心を有する子どもたちの可能性を一層引き出すため、学びを深めることができる場を提供 新・次世代のアーティストを育成するため、美術・芸術系大学との連携、若手アーティストとの交流、文化芸術における国際交流を促進 等
	(3) 文化芸術に親しむ機会の創出	・県立文化施設における魅力ある優れた文化芸術の鑑賞機会の提供 ・文化芸術について県民が学ぶ機会の積極的な提供 等
4 地域の文化資源の保存・活用	(1) 史跡等文化財の適切な継承と保存による地域活性化	・甲府城跡保存活用計画に基づく整備 ・地域における計画的な文化財の保存と活用の取り組みを支援 等
	(2) 無形民俗文化財等の継承と振興	・民俗芸能団体等の活動機会の提供を促進 ・子どもたちが伝統芸能・民俗芸能等への関心と理解を深める機会を提供 等

※青文字は旧計画から新たに追加した項目

5 計画の推進体制等

- 庁内の連携 県の関係所属及び県立文化施設等が連携し、施策を総合的かつ計画的に推進
- 計画目標 基本方針ごとに目標を定め、その達成に向けて計画を推進
- 進行管理 施策の取組状況や進捗状況の把握、点検・分析を実施 山梨県文化芸術推進会議において有識者等からの意見聴取を実施

新たな
価値
創出

多様な
価値
観・外
からの
視点

文化的
テロ
ワール

その他報告 18

令和6年度第3回いじめに関する実態調査について

[別途資料配付]